

## 第 2 2 号議案

東京都台東区応急福祉資金貸付条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、応急福祉資金貸付制度を廃止するため提出します。

## 東京都台東区応急福祉資金貸付条例を廃止する条例

東京都台東区応急福祉資金貸付条例（昭和46年10月台東区条例第25号）は、廃止する。

### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の東京都台東区応急福祉資金貸付条例（以下「旧条例」という。）の規定により応急福祉資金（以下「資金」という。）の貸付けの申込みをした者に係る資金の貸付け及び貸付金の償還については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。